

## 令和2年度働き方改革ふるさと就職セミナー業務委託 仕様書

### 1 業務の目的

県内企業における働き方改革の取組の成果を大都市圏で情報発信することで、U・Iターン就職を検討中の若年求職者や三重県出身の学生に対して、県内で暮らしていくことのメリットや将来像をイメージできるようにするとともに、現在はU・Iターン就職を考えていない若年者に対しても、県や県内中小企業等の魅力を紹介することで、U・Iターン就職を促進する。

### 2 業務名

令和2年度働き方改革ふるさと就職セミナー業務委託

### 3 委託期間

契約日から令和3年3月19日（金）まで

### 4 委託業務の内容

#### (1) 大都市圏での若年者向けU・Iターン就職セミナーの開催

名古屋市で2回、大阪市又は京都市で2回、年間合計4回の若年者向けU・Iターン就職セミナー（以下「セミナー」という）を、次のアからコを要件として開催することとする。

ア. セミナーの内容は、三重県内での就職に関連するもの（一部、生活に関連するものも可）とし、1回あたりの開催時間は3時間程度とする。また、企業と参加者との交流の場を各回で設けること。

イ. 対象者は、三重県内に本社・事業所を持つ中小企業等への就職を希望する学生を含むおおむね49歳未満とする。

なお、大学生は、主に4年生を対象とする。

ウ. 実施時期は、名古屋市・大阪市又は京都市のいずれも次のとおりとする。

①1回目：6月30日まで

②2回目：対象者が参加しやすく、U・Iターン就職の促進に効果的な時期

エ. 開催会場については、参加者の利便性に配慮し、交通至便な場所（最寄駅よりおおむね徒歩10分以内）とすること。

オ. 各回30名程度を参加人数の目安とし、集客に努めること。

また、できる限り大学等に対してセミナーの周知についての働き掛けを行うこと。

カ. セミナーへの集客を目的として、WEBを活用した動画による広報を行うこと。  
例えば、セミナー参加企業によるプレゼンテーションをWEB中継したり、セミナー参加企業を訪問して職場の様子や社員へのインタビュー等を撮影し、配信したりするなど、当該企業や三重県における暮らしの魅力を伝える内容とする。

なお、実施時期については、セミナーの集客につなげるための効果的な時期を設定すること。

キ. 参加する企業は、次の①及び②に該当する企業とし、各回10社程度を受託者が募集すること。

なお、企業の募集方法、決定については、県と協議すること。

① 働き方改革に積極的に取り組む三重県内の中小企業等であること。

② 三重県地域活性化雇用創造プロジェクト参加企業であること。

ク. 別表1に掲げる対象業種に該当するセミナー参加企業が、三重県地域活性化雇用創造プロジェクト参加企業でない場合は、プロジェクトへの参加を要請するものとする。

ケ. 別表2に掲げる三重県移住・就業マッチング支援事業における移住支援金の対象法人の要件に該当するセミナー参加企業が、移住支援金の対象法人登録企業でない場合は、登録を要請するものとする。

コ. セミナー参加者及び参加企業から参加費等を徴収することはできない。

## (2) 事前準備及び当日運営、記録作成等について

### ア. 事前準備

セミナーの企画や参加企業の選定・事前調整、シナリオ作成、資料の作成、会場のデザイン・レイアウト検討、参加者の募集を行うこと。

なお、セミナーの開催10日前の時点で参加申込人数が目安の3分の1以下の場合、セミナー開催の延期又は中止を県と協議し、延期又は中止の場合は、速やかに参加申込者、参加予定企業に通知するとともに、当日の対応を含め必要な対策を講じること。

セミナーを中止することになった場合は、中止により不要となった経費を委託費から減額する。但し、会場キャンセル料等中止であっても必要となる実費については県と協議を行い、減額する額を決定する。

### イ. 当日の運営

受託者が会場の準備から来場者対応、司会進行、セミナー終了後の片付け等の一切を負うこと。なお、運営スタッフにあたっては、学生を活用するよう努めるものとする。

### ウ. 記録作成

各回のセミナーにおいて、参加者及び参加企業に対してアンケート調査を実施

し、集計表、グラフ等により、結果のとりまとめを行うこととする。

また、アンケート項目には、セミナーに対する満足度、感想・意見の項目を必ず含めること。

さらに、参加者アンケートについては、その結果を、受託者から参加企業にフィードバックをすることとするため、アンケート項目は、参加者の企業に対する感想や企業について知りたい内容等、今後の事業実施、参加企業における人材確保等の取組に参考となるものとする。

#### エ. その他

- ① セミナーへの参加者及び参加企業に対し、就職等の確認を行うこと。
- ② 事業の実施にあたっては、「雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）交付要綱」及び「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」を遵守すること。

#### (3) 三重県内中小企業等への就職促進を図る広報業務

各種広報媒体を活用して、三重県内の中小企業等へのU・Iターン就職の機運を高めるための普及啓発を図る。ただし、広報内容としては、インターネットによる広報、チラシの作成と配布業務は必須とする。

なお、広報の実施にあたっては、県と協議を行ったうえで実施すること。

※ チラシ等については、(1)のセミナー開催内容、おしごと広場みえをPRする内容（場所、就職セミナー、キャリアコンサルタント等の事業概要）などを掲載すること。また、古紙パルプ配合率の高い紙を使う等、なるべく環境に配慮した原材料を使用すること。

#### (4) 完了報告書の提出

本業務が完了した時は、業務の実績及びアンケート結果の分析等を取りまとめた事業報告書に経費内訳書（別添様式）及び経費台帳等を添えて、正副1部提出すること。

なお、セミナーの開催後、参加者からのアンケートやセミナー参加企業からの聴き取りなどをもとに、大学生がセミナーに参加しやすい時期、U・Iターン就職に結びつく効果的なPR方法を提案事項として県に提出すること。提案方法はパワーポイントによる形式とし、電子データで提出する。なお、昨年度実施後の提案事項及びそれに対する県の考え方は、後日、県から提供する。

### 5 委託費

#### (1) 委託費の返還

受託者が委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくは既に支払った委託費の額の一部又は全部を県に返還する。また、上記により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

#### (2) 委託費の支払い

委託料は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。

なお、本業務を実施するにあたり、必要があると県が認める場合は前金払いをすることができるものとする。

## 6 受託上の留意点

- (1) 本委託事業の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けることとする。また打合せ場所は原則として三重県雇用経済部内とする。
- (2) 本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に県が決定を行うものとする。
- (3) 本業務の契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りではないものとする。
- (4) 県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (5) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- (6) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (7) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (8) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存が必要である。
- (9) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、県に帰属する。
- (10) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除  
契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

(11) 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

(12) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

ア. 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ① 断固として不当介入を拒否すること。
- ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ③ 発注所属に報告すること。
- ④ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

イ. 県は、受託者が(12)ア②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

7 その他

事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。

別表1 三重県地域活性化雇用創造プロジェクトの対象業種（４（１）⑥関係）

<p>地域産業 活性化コ ース</p>	<p><u>食・観光関連産業</u> ○指定主要業種 食料品製造業（09） ○指定関連業種 飲料・たばこ・飼料製造業（10）</p>
<p>地域雇用 活性化コ ース</p>	<p><u>自動車関連産業</u> ○指定主要業種 輸送用機械器具製造業（31） ○指定関連業種 繊維工業（11）、家具・装備品製造業（13）、化学工業（16）、石油製品・石炭製品製造業（17）、プラスチック製品製造業（18）、ゴム製品製造業（19）、鉄鋼業（22）、非鉄金属製造業（23）、金属製品製造業（24）、はん用機械器具製造業（25）、生産用機械器具製造業（26）、業務用機械器具製造業（27）、電子部品・デバイス・電子回路製造業（28）、電気機械器具製造業（29）、情報通信機械器具製造業（30）、技術サービス業（74）、自動車整備業（89） <u>食・観光関連産業</u> ○指定主要業種 飲食料品小売業（58）、宿泊業（75）、飲食店（76） ○指定関連業種 木材・木製品製造業（12）、パルプ・紙・紙加工品製造業（14）、印刷・同関連業（15）なめし革・同製品・毛皮製造業（20）、窯業・土石製品製造業（21）、その他の製造業（32）、電気業（33）、鉄道業（42）、道路旅客運送業（43）、道路貨物運送業（44）、倉庫業（47）、運輸に附帯するサービス業（48）、各種商品小売業（56）、織物・衣服・身の回り品小売業（57）、その他の小売業（60）、無店舗小売業（61）、持ち帰り・配達飲食サービス業（77）、洗濯・理容・美容・浴場業（78）、その他の生活関連サービス業（79）、娯楽業（80）、その他の事業サービス業（92） <u>情報関連産業</u> ○指定主要業種 情報サービス業（39） ○指定関連業種 通信業（37）、放送業（38）、インターネット附随サービス業（40）、映像・音声・文字情報制作業（41）</p>

[備考]（ ）付き数字は、日本産業分類の中分類番号。

別表2 三重県移住・就業マッチング支援事業における移住支援金の対象法人の要件

(※三重県移住・就業マッチング支援事業実施要領から抜粋)

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 労働力不足が深刻な以下の業種の法人であること。

農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、  
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、  
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、  
飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、  
複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）<sup>注1</sup>

<sup>注1</sup> 求人充足率の変動等を勘案し、改定する場合がある。

(イ) 三重県内に就業地があること。

(ウ) 県税の滞納がないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと<sup>注2</sup>。

<sup>注2</sup> 独立行政法人や第三セクター、一部事務組合等の国又は地方公共団体が出資等している主体を含む。

(オ) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）でないこと。

(カ) みなし大企業<sup>注3</sup>でないこと。

<sup>注3</sup> 本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とする。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

(キ) 本社所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）でないこと。

(ク) 雇用保険の適用事業主であること。

(ケ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

(コ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

## 別記

### 個人情報の取扱いに関する特記事項

注) 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者をいう。

#### (基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

#### (秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

#### (責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。))及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。))を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

#### (作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下、「作業場所」という。))とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

#### (収集の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後にお



いて、その事務に関して知ることができた個人情報に他を漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び三重県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条、条例及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

（再委託の禁止）

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱おうと いう再委託先の誓約

七 再委託先の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

一 再委託先

二 再委託する業務の内容

三 再委託の期間

四 再委託先の責任体制等

五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法

六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

（個人情報の適正管理）

第11条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第12条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、

乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。